

<重要事項> 書面の内容を十分にお読み下さい。また別紙「UN ひかりサービス（機器購入プラン）契約約款」及びオプションサービスに関する契約約款も必ずご確認下さい。

※下記⑤⑥⑦⑧⑨⑩については、既存物件への本設備導入の場合になります

①	本サービスの提供に関する契約（以下「本契約」といいます。）は、本申込書、UNひかりサービス（機器購入プラン）契約約款その他添付書類をその内容とする契約であり、株式会社U-NEXT LIVING PARTNERS（以下「当社」といいます。）がお申込者から本申込書等を受理し、これを承諾した時点で成立します。また、当社による電気通信設備の導入工事が完了した日（以下「提供開始日」といいます。）から起算して左記の契約期間が経過した月の末日までを「契約期間」といい、本契約は、契約期間の終了時に終了します。
②	①の契約期間満了日の3ヶ月前までに、契約者、当社いずれからも書面による別段の意思表示がない場合、提供期間は同一の条件にて更に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
③	本契約に別段の定めがある場合を除き、提供開始日の翌々月1日が月額利用料金の課金開始日となります。
④	本サービスの提供に必要な電気通信設備の契約物件への設置は、当社または当社指定の電気工事会社もしくは建設会社が行います。
⑤	【既存物件のみ対象】 電気通信設備の設置のための現場調査は無償です。但し、調査着手後から提供開始日までに契約者の都合で解約された場合、キャンセル費16,000円（税別）をお支払いいただきます。
⑥	【既存物件のみ対象】 電気通信設備の基本仕様は、現場調査後に当社にて決定し、書面にて通知いたします。但し、現場調査時に入室できなかった住戸などで建物の構造上の理由で工事当日に他の住戸と異なる仕様になる場合があります。また 基本仕様を契約者の都合により変更する場合、変更によって発生した追加費用は契約者の負担とします。
⑦	【既存物件のみ対象】 物理的に他の住戸と著しく仕様が異なる住戸がある場合、当該住戸の仕様変更のために発生する追加費用は契約者の負担とします。
⑧	【既存物件のみ対象】 導入工事着手の3営業日前以降に契約者の都合により工事を延期または中止した場合は、工事の施工業者に対するキャンセル料等、当社にて要する費用相当額を契約者は当社の請求にしたいとお支払いいただきます。
⑨	【既存物件のみ対象】 電気通信設備の導入工事は、当社の定めた工事期間内に全室一斉に行います。但し、居住者の都合や建物の物理的な事情等により工事が完了できなかった住戸がある場合、当該住戸の工事は当該居住者より利用希望があった時または空室になった時に手配いたします。
⑩	【既存物件のみ対象】 ⑨の工事が完了できなかった住戸がある場合であっても、当該住戸を除く工事完了日に契約期間は開始します。またこの場合であっても、月額利用料金等の減額はございません。
⑪	契約者は、契約期間中に本サービスの電気通信設備の設置スペースおよび電源（設置工事作業時の電源を含む）を無償で提供するものとします。
⑫	契約者が本契約の解約を希望する場合は、3ヶ月前までに書面により通知し、当社の承諾を得る必要があります。
⑬	契約者の都合により解約する場合、契約満了月までの月額利用料金その他オプションサービスの利用料金を違約金として一括でお支払いいただきます。
⑭	本契約終了後は、当社の判断で契約物件に敷設したLAN配線および室内コンセントその他の設備の所有権を放棄し、残置する場合があります。 これらの残置設備を契約者の希望により当社が撤去する場合、撤去に必要な全ての費用は契約者の負担とします。
⑮	契約期間満了により本契約を終了する場合は、当社が所有または使用する権利を有する電気通信設備を当社の費用負担にて撤去します。但し、 契約者が所有または占有する設備等が障害となり別途費用が発生する場合は、契約者に当該費用を負担していただきます。 なお、電気通信設備の撤去は、契約物件の原状回復を目的とせず、当社はいかなる場合も契約物件の原状回復義務を負わないものとします。
⑯	月額利用料金は、口座振替（当月分を翌月27日に契約者指定の金融機関から引き落とし）またはクレジットカード（当社指定期日に決済）にてお支払いいただきます。
⑰	本サービスの提供開始後、利用者が少ない、空室が多い、工事が完了していない住戸がある、などの理由による月額利用料金等の減免や契約期間の短縮、その他契約条件の変更には応じられません。
⑱	構内LAN配線のうち、当社が敷設した部分の保守は無償とし、その他の部分の保守は有償です。
⑲	【ネットワークカメラ申込時】ネットワークカメラ設置後の画角や角度・設置場所の変更、SDカードの交換は有償です。
⑳	【ネットワークカメラ申込時】ネットワークカメラの不具合に起因した交換または修理等が必要な場合は、ネットワークカメラの製造者が定める保証条件に従って対応するほか、現地派遣が必要な場合は、都度必要な派遣費用および実費が発生します。
㉑	【ネットワークカメラ申込時】ネットワークカメラ売買契約約款第10条（遠隔接続情報の管理）に基づき、当社から要請があった場合に、カメラで撮影された映像・画像の閲覧に必要な情報（以下「アカウント情報」といいます。）を開示すること、および当社、当社の業務委託先、または左記管理会社がアカウント情報を使用してカメラで撮影された映像・画像を確認することに了承いただきます。
㉒	【ネットワークカメラ保守プラン申込時】ネットワークカメラの不具合に起因した交換または修理や、SDカードの交換等が無償とします。また、カメラ設置場所の変更等は、保守プランの適用対象外となり、都度必要な派遣費用および工事費が発生します。
㉓	【ネットワークカメラ保守プラン申込時】契約期間は6年間とし、6年未満での解約の場合、違約金として、契約期間の残存期間分の保守サポート利用料を一括でお支払いいただきます。